

# 憲 法

## 解答上の注意

1. 問題用紙は2頁、解答用紙は1枚、下書用紙は1枚です。
2. 解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 小問1、小問2すべてに解答してください。小問1、小問2の配点比率は1：1です。
4. 解答は横書きにしてください。解答用紙の表面、裏面は設問ごとに分ける必要はありません。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、提出してください。
5. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

## 問題

地下水の採取については、水量を保全し地盤沈下を防止するため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図るという目的のために、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（「ビル用法」）が、取水量を制限する規定を定めている。この法律は、地盤が低下し、これに伴って高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合に、政令で指定した地域の一定規模以上の建築物の設備の用に供する地下水の採取を対象とするものである。また、製造業や電気供給業等に用いる工業用水に関しても、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資するという目的から、「工業用法」が取水量を制限する規定を定めている。

上記「ビル用法」及び「工業用法」に基づく適用地域外に存する地方都市 Y 市が位置する Y 盆地は、その地下構造が、T 山地から流れ込む雨水や盆地内の雨水を貯めておく天然の水がめとなっており、Y 名水と称される良質な地下水が地下に蓄えられてきた。地下水は、Y 市の水道水源の 75%以上を占めてきた他、自然の湧水や個人及び企業所有の井戸による地下水の汲み上げによって、市民に広く利用されてきた。

地下水は有限であることに加え、広い地域に渡って流動するものであるため何か問題が生じると広範囲にわたって影響が及ぶことになることから、Y 市では、地下水を保全する施策として、涵養事業や水源林整備が進められてきた。もともと、一時、揚水量が自然涵養量を超え、水位の低下や一部の井戸の枯渇が生じたという事態を受け、「Y 市地下水保全条例」（以下、「本件条例」とする）が制定された。本件条例は、「地下水が市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、化学物質による地下水の汚染を防止し、及び浄化することにより地下水の水質を保全すること、並びに地下水を涵養し、水量を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることを目的」（1 条）として定められたものである。本件条例の「第 4 章水量の保全」に置かれた 39 条は次のように定め、新規の井戸の設置を原則禁止していた。「1 項：土地を所有し、又は占有する者は、その土地に井戸を設置することができない。ただし、規則で定める理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。2 項：市長は、前項ただし書の許可をしようとするときは、第 64 条に規定する Y 市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。3 項：市長は、第 1 項ただし書の許可をしようとするときは、この条例の目的を実現するために必要と認める条件を付することができる。」。さらに、本件条例施行規則（以下、「本件規則」とする）19 条では、市長が許可する場合について、「水道水その他の水を用いることが困難なこと」または「その他井戸を設置することについて市長が特に必要と認めるとき」と定められていた。

X は、父が本件条例制定後に購入し所有していた土地（以下、「本件土地」とする）を相続により取得した。取得時には本件土地には倉庫が建っていたが、X はそれを取り壊して、新たに自分の家族が住むための住宅を建築することにした。その住宅で使用するのに必要

な水をまかなうために井戸を設置することを考え、Y市長の許可を申請したところ、本件規則 19 条の定める場合に該当しないとして不許可とされた。そのため、X は、水道水を利用せざるを得ないが、同土地は給水区域外であったため、自費で水道を設置する必要がある、試算によるとその設置費用は 1400 万円であった。これに対して、井戸の設置であれば 250 万円の費用で済むという試算が得られている。X は、「法律による規制では、大規模な取水量の制限がされているだけで、Y 市のような地域では、条例がなければ何の問題もなく井戸を設置することができたはずなのに、本件条例により井戸の設置が認められなかったことに納得できない」として、弁護士に相談することにした。

X から依頼を受けた弁護士は、本件条例による井戸の設置不許可処分について取消訴訟を提起することとした。弁護士は、X は本件土地の所有権を有しており、「土地所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」とする民法 207 条によれば、地下水は土地の所有権の構成部分であると考えた。上記の X の主張も加味し、さらに憲法上の主張を組み立てようとしている。

小問 1：X から依頼を受けた弁護士は、X の立場からどのような憲法上の主張が可能か、検討しなさい。

小問 2：〔小問 1〕で述べられた憲法上の主張に対する Y 市からの反論を想定しつつ、あなた自身の見解を述べなさい。